

デジタル人材育成プログラム推進事業業務委託仕様書

1 目的

デジタル人材の情報通信分野及び製造分野等への就職の促進を図るため、デジタル人材としての就職希望者等を対象とした研修プログラムの実施と修了生に対するマッチング機会を提供する。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年2月28日まで

3 本事業の対象者

デジタル人材としての県内企業に就職を希望する者等（県内外新卒、県内求職者、移住希望者）

4 業務委託内容

(1) 受講者の募集・受付・管理

事業目的を達成するため、下記の取組を実施すること。

①受講者の募集

「3 本事業の対象者」を効果的に募集し、円滑に受講受付・調整・決定等すること。本事業の対象者を募集するため、Web広告等の効果的な手段を事業者が提案し実施すること。受講者は30名程度を確保すること。

②受講者の受付

受付フォーム等を作成して、受講者の受付、登録等を行うこと。また、受講者の受付に際し、本事業の対象者であることを確認すること。

③受講者の管理

受講者毎にアカウントを発行する等により、受講者の講座受講状況が把握できるようにすること。

(2) キックオフイベントの実施

(1)により募集した受講者と(4)のマッチング機会の提供に関心がある県内企業担当者が交流するキックオフイベントを実施すること。

(3) 研修プログラムの実施

受講者に対し、下記の通り研修プログラムを実施すること。

①プログラムの方式

ア オンライン（eラーニングを含む）とスクーリングを適宜組み合わせる実施すること。なお、本事業の目的に合致する内容であれば、受託者が有する既存のeラーニングコンテンツの利用や再委託による講座の提供も可とする。

イ スクーリング実施時は、訓練受講者の在宅理由や居住地における制約等の事情に配慮し、適切な会場及び時期に設定すること。また、通所が困難な者に対しては、アーカイブの配信をするなどの代替措置を講じること。

ウ 定期的に受講者の習熟度を確認・管理するなど適切な進捗管理を行うこと

エ プログラム実施期間中は、受講者が必要に応じて適切なフォローを得られる体制とすること。

②プログラムの内容

(4) のマッチング機会の提供時に就職率が上がるよう、県内企業のニーズを踏まえた内容とすること。なお、プログラム終了時にはITパスポート等の資格が取得できる内容とし、企画提案時にはプログラムの全体像を提示すること。

③関連事業との連携

上記の他、県が本事業と別に行う取組や関連機関が実施する就職支援施策と相乗効果をもたらす内容がある場合は別途企画提案書に記載すること。

(4) マッチング機会の提供

(3) の研修プログラム修了生（終了見込みを含む）に対して、県内企業（30社程度）とのマッチング機会を提供すること。

(5) 効果測定

受託者は(1)から(4)の効果測定として、事業の目的を達成するために必要なKPIを設定すること。受講者数、研修プログラムの修了割合、マッチング数は必須事項とし目標値を設定するとともに、その他のKPIは必要に応じて企画提案書により提案すること。

(6) 共通事項

①業務管理責任者の配置

業務全般についての計画・立案・進捗管理等、本委託業務を統括する業務管理責任者を配置すること。

②工程表、実績等の提出

契約締結後は速やかに、作業工程表、業務管理責任者及び各業務担当者一覧を、本業務（再委託をした場合を含む。）が完了したときは、委託業務完了届、業務報告書、その他県が指示する資料等を、遅滞なく県に提出すること。

③開催日時等

契約締結後速やかに、各業務の開催日、会場及び実施内容等について、県と事前協議を行うものとする。

④会場の手配等

会場が必要となる際は、選定、手配及び支払については受託者が行うものとする。

⑤講師等の選定等

ア セミナー・講座の講師、発表者等の選定、交渉、手配、謝金や旅費の支払については受託者が行うものとする。

イ 講師や発表者等は、十分な知識や経験を有する者を選定すること。

ウ 業務の遂行にあたっては、県はもとより、関係者との打ち合せなども適宜実施し、業務経過を必要に応じて随時報告すること。

5 契約に関する条件等

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に係る一切の経費を含む。

(2) 再委託等について

ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託することができるが、その場合は再委託する業務内容等について事前に書面にて協議し、県の承認を得ること。

(3) 成果物の帰属等

本事業に関する成果物に関する著作権その他権利は、すべて県に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏洩について、万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

(1) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のため必要な事項などは、必要の都度、受託者と県が打ち合わせを行いながら進めていくこととなるため、打ち合わせが実施可能な体制を整えること。

(2) 業務の概要は現時点での予定であり、受託者と協議の上、変更することがある。

(3) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。